核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）　別表第一

二　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第二

三　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）　別表第三

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条第二項の確認又は同条第三項若しくはこの規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第二項の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この規則の施行の際現に放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けている放射性同位元素装備機器は、この規則による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十四条の三第二項第五号に掲げる技術上の基準に適合したものとみなす。

第四条　この規則の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第三項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項（同規則第二十四条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条　この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第一　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬） **第三条**　核燃料物質等は、次の各号に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。 ［一～三　略］ 2　［略］ 3　前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP―1型輸送物、IP―2型輸送物及びIP―3型輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。 （核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準） **第十一条**　核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物（原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。）は、当該核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの（IP―1型輸送物又はIP―2型輸送物として運搬する場合に限る。）及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの（原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。）でなければならない。 ［一～三　略］	（核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬） **第三条**　核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。 ［一～三　同上］ 2　［同上］ 3　前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP―1型輸送物、IP―2型輸送物及びIP―3型輸送物は、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。 （核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準） **第十一条**　核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物（原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。）は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの（IP―1型輸送物又はIP―2型輸送物として運搬する場合に限る。）及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの（原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。）でなければならない。 ［一～三　同上］